

令和3年第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階講和室
3. 出席委員 10名
中村英子 谷山次則 木村良一 田代和弘 齊藤英次
境 良一 松下清史 鎌賀和夫 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 2名
安田鷹嗣 太田桂子
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 谷山次則 木村良一
6. 議 事
 - (1) 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案第45号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (5) 報告第14号 農地の許可不要届の報告について

上村局長 定刻となりましたので令和3年第11回の総会を開催いたします。本日は、安田委員、太田委員がご欠席ですが、定数の過半数をこえます。よって本日の総会が成立することをご報告いたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 こんにちは、今年最後の総会とまりました。ここ20日間ほど県内でコロナ感染が発表されていない状況ですが、また、新しい感染株が広がり来年2月頃拡大が懸念されています。今年は、推進委員さんを中心に農

地パトロールに尽力頂きました。今年の現状体制を維持し、とにかくこれから市内の遊休地集約出来る様、新年度も取り組んで行きたいと考えています。令和3年有意義な農業委員会活動が出来ましたことに対し皆様方へ感謝申し上げますとともに、令和4年が皆様方、ご家族様にとって良い年となられますことをお祈り申し上げます。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、谷山委員さんと木村委員さんをお願いします。ただいまより議案審議を行います。まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について確認委員の齋藤委員から説明をお願いします。

齋藤委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は、4ページと5ページです。申請地までの通作距離は、車で10分、農業年数は15年、農機具を所有し、主たる作物は、稲になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明いたします。地図は、6ページです。申請地までの通作距離は、1km、車で3分、農業年数は70年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、ミカンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に、申請番号3番について確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。地図は、7ページです。申請地までの通作距離は、約1km、農業年数は55年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、花卉、ミカンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので3番については承認致します。次に、申請番号4番について確認委員の宮本委員から説明をお願いします。

宮本委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は、8ページです。申請地までの通作距離は、約6km、車で7分、農業年数は以前6年間さかれていて、この度再開することになりました。農機具を所有し、主たる作物は、ミカンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので4番については承認致します。次に申請番号5番について確認委員の宮本委員から説明をお願いします。

宮本委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番について補足説明いたします。地図は、9ページです。申請地までの通作距離は、約1.5km、農業年数は25年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、ミカンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので5番については承認致します。次に申請番号6番について確認委員の加悦委員からあわせて説明をお願いします。

加悦委員 申請番号6番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号6番について補足説明いたします。地図は、10ページです。申請地までの通作距離は、約15km、車で30分、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、ミカンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので6番については承認致します。次に申請番号7番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号7番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号7番について補足説明いたします。地図は、11ページです。申請地までの通作距離は、1km、車で5分、農業年数は20年、農機具を所有し、主たる作物は、キクイモになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので7番については承認致します。以上、議案第42号について7件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第43号、「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員は安田委員ですが欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は、13ページです。申請人は、古保里町に居住する個人であり、申請地は申請人の所有する農地に隣接する水路で、平成24年に相続したときから農地と一体となっていた水路であり、水路部分を分筆し、現況地目に登記地目を変更するため、今回の転用申請となりました。申請地は、雨水排水用悪水路として集落に接続していることから、転用見込みはあると考えます。なお、すでに水路として使用しており、始末書添付の案件です。申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。次に議案第44号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

- 事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は18ページです。申請人は、熊本市中央区で不動産を営む法人であり、申請地は上下水道が整備されており、学校や保育園などの施設も近く、商業施設も充実しており、住環境に適した地域であると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500m以内に、2つの教育施設があるため、第3種農地と思われれます。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号1番については承認をいたします。次に、申請番号2番については事務局から説明をお願いします。
- 事務局 申請番号2番については取下げとなります。
- 境議長 事務局から説明がありました様に、申請番号2番については取り下げと致します。次に、申請番号3番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。
- 中村委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。
- 境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号3番について補足説明いたします。地図は、19ページです。申請人は、熊本市東区で不動産を営む法人であり、申請地は周辺の開発工事が進み、現在使用している資材置場も宅地開発を行うことになり、他に資材置場もないことから新たな資材置場の確保が急務であると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

- 芥川委員 当申請者について、走潟地区で一度資材置場等に転用され後、宅地化する事例がある。
- 上村局長 事務局としてもその傾向であることを認識しているが、法的に確実に不可能ということでない場合は、申請内容が適正であるか検討が必要であります。よって皆様で申請内容についてご審議をよろしくお願いします。
- 田代委員 当地区は一带として遊休地化が進んでいる。知人によると大雨時、宅地化等により冠水する様になっているのではないかとのことであった。排水を含めインフラ整備について開発担当、農水担当で検討すべきではないか。梅雨時浸の浸水が増加している。将来的には、総合的に考えて住みやすくすべきである。
- 境会長 この地区だけではなく馬之瀬、走潟等も同じ傾向にある。どうすれば良いのか転用申請で条件付けが出来ないかと思う。
- 上村局長 2番について開発審査の対象となるので、インフラ整備につながるかと思う。3番については、今回の事務局の説明では委員方へ充分理解頂ける説明でなかったため、事業者から詳細の事業計画作成を依頼し、再度総会でご説明します。
- 境議長 申請番号3番については、事務局からの説明のとおり保留とします。
- 全委員 異議なし。次に申請番号4番について確認委員の安田委員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は、20ページです。申請人は、門内町に居住する個人であり、申請人は現在、社宅に住んでおり、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、遠方にある実家の行き来に利用している九州自動車道への利便性があり、現在子どもが通園している幼稚園にも近いため、新築する土地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500m以内に、2つの教育施設があるため、第3種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号4番については承認をいたします。次に、申請番号5番について確認委員の安田委員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について補足説明いたします。地図は21ページです。申請人は、境目町に居住する個人であり、申請人は現在、借家に住んでおり、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は実家に近く、また、申請人の妻は教員であり、県内を移動するため、国道に近い申請地は、職場への通勤にも適しており、子どもが通園できる保育園も近いいため、新築する土地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号5番については承認をいたします。次に、申請番号6番について確認委員の谷山委員確認委員から説明をお願いします。

谷山委員 申請番号6番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号6番について補足説明いたします。地図は22ページです。申請人は、神馬町に居住する個人であり、申請地は、申請人が代表を務める自宅兼事務所に隣接しており、いままで申請人の宅地を従業員駐車場として使用していましたが、同地には作業所があり車両の出入りもあることから、不便かつ安全性の問題があり、隣接する申請地を従業員駐車

場として利用しようと考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号6番については承認をいたします。次に、申請番号7番、8番について関連していますので、確認委員の松下委員より説明をお願いします。

松下委員 申請番号7番、8番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号7番と8番については、関連しておりますので、併せて補足説明いたします。地図は23ページです。申請人は、熊本市中央区に居住する個人であり、また、網引町で不動産等を営む法人の代表でもあります。居住地と会社が距離があるため不便であると考え、今回の転用申請となりました。申請人が営む法人は不動産及び建設工事の請負を行っておりますが、そのための資材等を現在は、会社の所在地である網引町に保管しており、もっと国道が近く、運搬に利便性のある土地を資材置場にしたいと考え、今回の申請となりました。また、資材置場の隣に自宅を建設することで通勤時間を失くし、また資材を防犯上監視し、管理することができると考え、資材置場の隣に自宅を建設する申請となりました。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と思われませんが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番、8番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号7番, 8番については承認をいたします。次に, 申請番号9番について確認委員の松下委員より説明をお願いします。

松下委員 申請番号9番については, 確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号9番について補足説明いたします。地図は24ページです。申請人は, 笹原町に居住する個人であり, 現在, 親と同居しており, 家族も増え, 子どもも大きくなり手狭になったため, 住宅を新築する土地を探していたところ, 申請地は実家に近く, 申請人の父が所有する土地を無償で借用させてもらえるとのことであったため, 住宅を新築する土地に適していると考え, 今回の転用申請となりました。なお, 申請地は, おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり, 第1種農地と思われませんが, 不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し, 許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号9番について, 委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号9番については承認をいたします。以上, 議案第44号について7件承認を得ましたので, 許可書の交付を行います。次に, 議案第45号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。27ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について, 農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり, 農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。82番から83番につきましては, 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。この内84番につきましては父から子への貸借のため使用貸借となっています。次に28ペ

ージと 29 ページをご覧ください。85 番から 89 番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権の設定です。この内 86 番については、樹園地内の果樹が成木の農地とそうではない農地がありますので、借賃に差が出ています。87 番については、父から子への貸借のため使用貸借となっています。88 番の下網田町 2947-1 については、1 筆の借賃を 19,000 円とされています。これを 10 アールあたりに直した金額を議案書に記載しています。89 番については、農地所有者は農業者年金の受給者ですが、その後継者が亡くなっています。後継者死亡後も農業者年金を受給するために、所有者から借受者へ耕作を依頼されているため、使用貸借となっています。次に 30 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が 2 万 3,965 m²、畑が 2,064 m²、樹園地が 8,629 m²、合計面積 3 万 4 658 m²となっています。次に 31 ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 11 回総会時点での令和 3 年の累計は、利用権の設定が 36 万 8,892 m²、所有権の移転は 4 万 2,252 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 4 5 号は承認します。次に、報告第 1 3 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。33 ページをお開きください。解約件数は 4 件、総合計は 13 筆で 16,920 m²です。解約農地は議案書記載のとおりです。なお、2 番については借人の変更のため、双方の合意により解約し、公社を通した貸し借りに変更するものです。また、4 番については、入金の管理を公社でしていただけるとのこと、公社を通した貸し借りに変更するため、双方の合意により解約するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第13号は承認します。次に、報告第14号「農地の許可不要届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。36ページをお開きください。地図は37ページになります。番号1番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。既存の鉄塔の感電・危険防止対策のためのフェンス設置工事及び地盤強化の工事のために隣接する農地を通路とする一時転用になります。これは、農地法施行規則第29条第13号において、「…電気事業者が送電用もしくは配電用の施設、もしくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設もしくは装置を設置するために必要な道路もしくは索道(空中ケーブルのこと)の敷地に供する場合」は農地法第4条及び5条の許可が不要とされていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第14号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

鎌賀副会長 ありがとうございました。以上で第11回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 谷山 次則 印

議事録署名人 木村 良一 印